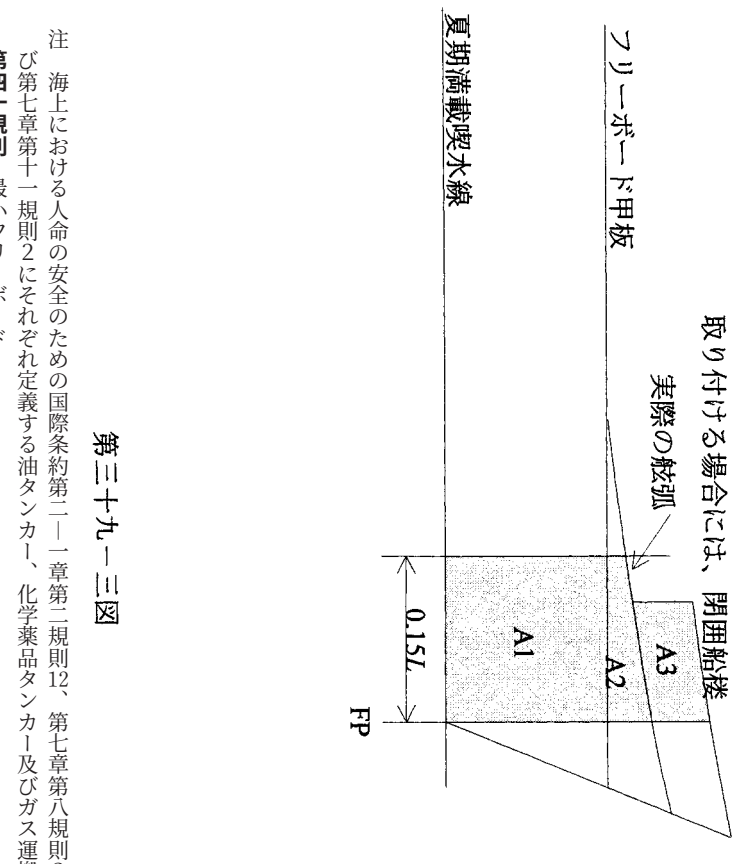


第三十九－三図

注　海上における人命の安全のための国際条約第二―一章第二規則12、第七章第八規則2及び第七章第十一規則2にそれぞれ定義する油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船

第四十規則　最小フリーボード

(夏期フリーボード)

(1)　夏期最小フリーボードは、第二十八規則の表から得られるフリーボードに、第二十七規則（適用することがある場合に限る。）、第二十九規則から第三十二規則まで、第三十七規則、第三十八規則及び必要があるときは第三十九規則の規定による修正を行ったものとする。

(2)　(1)の規定に従って計算された海水におけるフリーボードであって、第三十二規則の規定に基づく甲板線による修正を行われないものは、五十ミリメートル未満であってはならない。このフリーボードは、第十六規則(1)から(5)まで又は第二十六規則の要件に適合しないハッチ・カバーを備えたハッチを第一位置に有する船舶にあっては、百五十ミリメートル未満であってはならない。

(熱帯フリーボード)

(3)　熱帯最小フリーボードは、キールの上面から満載喫水線標識の円環の中心まで測った夏期喫水の四十八分の一を夏期フリーボードから控除して得られるフリーボードとする。

(4)　(3)の規定に従って計算された海水におけるフリーボードであって、第三十二規則の規定に基づく甲板線による修正を行われないものは、五十ミリメートル未満であってはならない。このフリーボードは、第十五規則(7)、第十六規則(1)から(5)まで又は第二十六規則の要件に適合しないハッチ・カバーを備えたハッチを第一位置に有する船舶にあっては、百五十ミリメートル未満であってはならない。

(冬期フリーボード)

(5)　冬期最小フリーボードは、キールの上面から満載喫水線標識の円環の中心まで測った夏期喫水の四十八分の一を夏期フリーボードに加えて得られるフリーボードとする。

(冬期北大西洋フリーボード)

(6)　第五十二規則（附属書Ⅱ）に定める北大西洋の部分を冬期季節期間に航行する長さ百メートル以下の船舶に対する最小フリーボードは、冬期フリーボードに五十ミリメートルを加えたものとする。その他の船舶については、冬期北大西洋フリーボードは、冬期フリーボードとする。

(淡水フリーボード)

(7)　比重が一である淡水における最小フリーボードは、海水における最小フリーボードから次の値を控除して得られるフリーボードとする。

$$\frac{\Delta}{407}$$

この場合において、

Δは、夏期満載喫水線におけるトンによる海水排水量とする。

Tは、夏期満載喫水線における海水の毎センチ排水トン数とする。

(8)　夏期満載喫水線における排水量が確認されない場合には、控除は、キールの上面から満載喫水線標識の円環の中心まで測った夏期喫水の四十八分の一とする。

第四章　木材フリーボードを指定される船舶に対する特別の要件

第四十一規則　この章の適用

第四十二規則から第四十五規則までの規定は、木材満載喫水線を指定される船舶についてのみ適用する。

第四十二規則　定義

(1)　甲板積み木材貨物

「甲板積み木材貨物」とは、フリーボード甲板又は船楼甲板の暴露部に積載される木材貨物をいい、木質パルプその他これに類似する貨物を含まない。

(2)　木材満載喫水線

甲板積み木材貨物は、ある程度の附加的な浮力及び海洋に対する一層高度の保護を船舶に与えるものとみなすことができる。この理由により、甲板積み木材貨物を運送する船舶は、第四十五規則の規定に従って計算される幅のフリーボードの減少を認められ、第六規則(3)及び(4)の規定に従って木材満載喫水線を船側に表示することができる。もっとも、このような特別のフリーボードが許与され、かつ、使用されるためには、甲板積み木材貨物は、第四十四規則に規定する一定の条件に適合しなければならず、また、船舶自体も、その構造に関して第四十三規則に規定する一定の条件に適合しなければならない。

第四十三規則　船舶の構造

(船楼)

(1)　船舶は、少なくとも標準の高さ及び少なくとも〇・〇七Ｌの長さの船首楼を有しなければならない。さらに、船舶が長さ百メートル未満の場合には、少なくとも標準の高さの船尾楼又は甲板室若しくは堅固な鋼製のフードを備える低船尾楼で合計の高さが少なくとも船楼の標準の高さのものを後部に設けなければならない。

(二重底タンク)

(2)　二重底タンクは、船舶の中央における船舶の長さの二分の一の範囲内に設けられる場合には、適当な縦の水密区画を有しなければならない。

(ブルワーク)

(3)　船舶は、上縁を特に防撓（とう）した少なくとも高さ一メートルの常設のブルワークで、甲板に取り付けられた堅固なブルワーク・ステーによって支持され、かつ、必要な放水口を有するもの又は少なくとも高さ一メートルの効果的な手すりで特に堅固な構造のものを備えなければならない。